産業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 492 号

産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第６号の規定に基づき公告する。

令和７年 10 月７日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　長谷川史彦

（令和７年８月22日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
070240ＪＰ	一般財団法人ケケン試験認証センター 東京都文京区湯島二丁目31番30号	一般財団法人ケケン試験認証センター　関西事業所 大阪府大阪市平野区平野北一丁目７番２号	耐光・汗耐光・耐候堅ろう度試験 洗濯・ドライクリーニング・塩素処理水堅ろう度試験 汗・水・海水・昇華堅ろう度試験 摩擦堅ろう度試験 パイル質量試験 敷物寸法・寸法変化試験 敷物帯電性試験

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年 10 月７日

阪神高速道路株式会社契約責任者

建設事業本部長　下田　健司

○令和７年阪神高速公告第 18 号

１　当該招請の主旨　本業務は、長大橋を対象に高度な解析技術を用いて耐荷力、耐震性、耐風性の性能照査および阪神高速が別途契約している詳細設計業務（以下、「別途業務」という。）で実施する検討の妥当性検証を目的とするもの。耐荷力、耐震性の性能照査および妥当性検証は橋全体系の大規模モデルを用いてシェル要素やファイバー要素での構造解析を実施し、別途業務へのフィードバックも行う。耐風性の検討では、流体―構造物連成解析を用いた性能照査手法の確立を目指して、主桁を対象とした数値流体解析を実施し、解析精度の向上を図る。上記の検討においては、評価の適切性を有識者に諮問できる体制を構築し、課題の抽出及び解決方法等を審議しながら検討を進めるものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

①　支間長400m以上の道路橋の全橋を対象に構造解析の検討実績を複数有していること。

②　シェル要素を用いた、支間長400m以上の橋全体を対象とした大規模モデルでの構造解析の実績を有していること。

③　構造解析検討に関する常設の委員会を有し、学識者・有識者等の専門家に諮問しながら検討の妥当性および適切性を評価できる体制を構築することができること。

※委員会とは、学識者・有識者等の専門家を含む高度な技術課題について審議する会議体を指す。

が求められる。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該法人」という。）は、阪神高速及びその他の道路の建設に関する、総合的な調査研究及び技術開発の実施を事業目的としており、以下の実績・能力を有している。

①　「阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（平成28年度）」にて地震応答解析を実施しており、また、「長大橋の維持管理合理化のための調査研究業務（20―大管）」においては長大橋梁を対象にしたＦＥＭ検討や座屈固有値解析を実施しており、支間長400m以上の道路橋の全橋を対象とした構造解析の検討実績を有している。

②　「大規模解析技術による長大橋の性能照査に関する調査研究業務」にてシェル要素を用いて支間長400mを超える斜張橋全体を対象とした耐荷力解析および時刻歴応答解析を実施した実績を有している。

③　常設の委員会として「耐震技術検討委員会」等の体制を有しており、学識者・有識者等の専門家に諮問しながら高度な技術課題に対する検討の妥当性および適切性を迅速かつ的確に評価できる体制を構築することができ、下記の実績を有している。

・「湾岸線西伸部の設計荷重に関する調査検討業務」にて、「湾岸線西伸部の設計荷重に関する委員会」を組織し、学識者・有識者等の専門家へ地震荷重、風荷重、活荷重に関して諮問できる体制を構築した実績

・「長大橋梁の維持管理合理化のための調査研究業務（20―大管）」にて学識者・有識者等の専門家による委員会を組織し、耐荷力に関する検討の妥当性および適切性を評価した実績

よって、本業務の実施にあたり、当該法人が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、当該法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、３の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該法人との契約手続に移行する。

なお、３の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

⑴　業務名　大規模解析技術による長大橋の性能照査業務

⑵　業務目的・内容　本業務は、長大橋を対象に高度な解析技術を用いて耐荷力、耐震性、耐風性の性能照査および別途業務で実施する検討の妥当性検証を目的に検討を実施するものである。性能照査および妥当性の確認における評価の適切性を有識者に諮問できる体制を構築し、課題の抽出及び解決方法等を審議しながら検討を進めるものである。

⑶　履行期限　契約締結日の翌日から令和９年８月31日まで

３　応募要件　参加意思確認書の提出者に対する要件

１）企業の形態　次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

・阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

・技術提案書の特定時に阪神高速における2025～2028年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。

・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

・参加意思確認書の提出期限日から技術提案書の特定時までの期間において阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下、「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。